



【注意事項】

- ◆②・③の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、受給した補助金は全額返還となります。
- ◆採用日から1年以内に⑤・⑧の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、受給した補助金は全額返還となります。
- ◆⑥の事由に該当されるかたが、箕面市内保育所等に保育士として1年間引き続いて勤務しなかった場合、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。ただし、病気、出産等教育長が認める理由の場合、その理由が継続している期間を、勤務期間に含めず、その前後の期間を連続させることがあります。
- ◆採用日から1年以内に⑨の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、受給した補助金は全額返還となります。ただし、引き続き市内の別の民間保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所 A 型）にて正職員の常勤保育士として勤務する場合は、別の民間保育施設での勤務期間も合算します（退職日から日をあけて別の民間保育施設で勤務する場合は、合算できません）。

【問合せ先】 箕面市教育委員会子ども未来創造局保育幼稚園利用室

電話: 072-724-6737

【書類の提出先】 箕面市役所別館 2 階（子ども総合窓口）